

函館市市税事務業務会計年度任用職員の事務補助業務要綱

(目的)

第1条 この要綱は、函館市財務部税務室において一般事務補助等業務（障がい者）に従事する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(身分)

第2条 会計年度任用職員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員とする。

(業務)

第3条 会計年度任用職員の業務は、次のとおりとする。

- (1) 市税事務補助業務
- (2) その他、前号に掲げる職務に付随する業務および所属長が必要と認める業務

(任用期間)

第4条 会計年度任用職員の任用期間は、任用の日から任用の日の属する年度の末日までとする。

(勤務時間等)

第5条 会計年度任用職員の勤務時間等は、次のとおりとする。

- (1) 次の表に定める勤務時間により勤務するものとする。ただし、所属長が特に必要と認める場合は、週休日または休日に勤務を命ずることができる。この場合において、勤務日を振り替えし、または代休日を与えることができる。

職 種	勤務日	勤務時間
一般事務補助等業務（障がい者）	月～金曜日	午前9時00分から午後4時00分まで

- (2) 休憩時間は、正午から午後1時までとする。ただし、所属長が必要と認める場合は、休憩時間を変更することができる。
- (3) 週休日は、土曜日および日曜日とする。

(4) 休日は次のとおりとする。ただし、任命権者は、会計年度任用職員の勤務条件の特殊性その他の事由により必要があるときは、市長の承認を得て、休日について別に定めることができる。

ア 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

イ 1月2日、1月3日および12月29日から12月31日までの日

（秘密を守る義務）

第6条 会計年度任用職員は、職務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

（補則）

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。